

社会福祉法人 百友会 一般事業主行動計画

| 行動計画策定 指針の事項 | | 次世代育成支援対策の内容として定めた事項 |
|--|--|--|
| 1 雇用環境の整備に関する事項 | (1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備 | 妊娠中や出産後の女性労働者の健康確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施 |
| | | 育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備としての措置の実施 ・ 労働者の育児休業取得を促進するための措置 ・ 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し ・ 育児休業している労働者の職業能力の開発及び向上のための情報提供 |
| | | 子どもを育てる労働者が利用できる制度 ・ 短時間勤務制度 ・ 始業・終業時刻を繰り上げ又は繰り下げる制度 ・ 所定労働時間を超えて労働させない制度 |
| | | 労働者が子どもの看護のための休暇を取得できる制度の導入 |
| | | 育児・介護休業法に基づく育児休業や時間外労働・深夜業の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などの諸制度の周知 |
| | 出産や子育てによる退職者についての再雇用制度の実施 | |
| (2) 労働資条件の多様な整備なし | 所定外労働の削減のための措置の実施 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施 | |
| 2 関育1 す成以 る支外 事援の 項対次 策世 に代 | 地域において子どもの健全育成のための活動等を行うNPO等への労働者の参加を支援するなど、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施 | |
| | 子どもが保護者である労働者の働いているところを見ることが出来る「子ども参観日」の実施 | |
| | 若年者に対するインターンシップ等の終業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進 | |

計画期間 平成 21年 5月 1日 より平成 24年 3月 31 日